

君津市災害廃棄物処理計画の策定について

市民環境部

1 計画の趣旨、目的及び背景

近年、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理について、その初動対応や処理体制に関して様々な課題が取り上げられ、災害への事前の備えとして、地域特性等を考慮した災害廃棄物処理への対応能力の向上が求められている。

災害廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村が策定するものとされている。

また、県では、千葉県国土強靱化地域計画において、令和2年度までに県内のすべての自治体で災害廃棄物処理計画が策定されることを目標としている。

こうしたことから、令和元年房総半島台風等により発生した大量の災害廃棄物の処理を行った経験を踏まえ、大規模災害時においても廃棄物の適正処理を確保するとともに、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、本計画を策定するものである。

2 計画の概要

別紙参照